

令和3年3月15日

制限付一般競争入札(事後審査型)の実施について

次のとおり建設工事に係る制限付一般競争入札を実施するので、琉球びんがた事業協同組合定款第5条及び那覇伝統織物事業協同組合定款第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

琉球びんがた事業協同組合
理事長 屋富祖 幸子

那覇伝統織物事業協同組合
理事長 赤嶺 真澄

1 入札に付する事項

(1) 工事名	「古琉球」関連施設整備事業(染物・織物の体験・発信拠点)建築工事
(2) 業種	建築工事業
(3) 場所	那覇市首里当蔵町2丁目16番地
(4) 工期	着手の日から330日間
(5) 落札方式	価格競争落札方式
(6) 概要	
① 目的	「古琉球」関連施設整備事業(染物・織物の体験・発信拠点)建築工事に伴う建築工事、設備工事、外構工事 各一式
② 規模等	延べ面積1492.09m ² 階数 地上3階建て
③ 構造形式	RC造
④ 工種	建築
⑤ 主要資材	鉄筋、コンクリート、金属 他
(7) 予定価格	525,658,630円 (消費税抜き)
(8) 最低制限価格	設定しない
(9) 施工方法	<ul style="list-style-type: none">・自主結成による特定建設工事共同企業体(2社JV)による共同施工方式(甲型)、又は単独施工方式とする。・本案件は、共同企業体又は単独事業者のいずれか一方でのみ応札可能とし、共同企業体の代表者又は構成員が単独事業者として応札した場合は、共同企業体及び単独事業者のどちらも失格とする。 <p>共同企業体(2社JV)は、下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">①全ての構成員は、本工事に関し2つ以上の共同企業体の構成員となることができない。②出資比率は、代表者及び構成員との協議によるものとする。

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで(各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。(共同企業体の全構成員及び単独事業者)

(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	開札日において建築の有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であること。
(4)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の中立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の中立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け那覇市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(5)	経営状況が著しく不健全であると両事業協同組合理事長が認める者に該当しない者であること。 (公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(4)に該当するものを除く。)

(6)	那覇市から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして本工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると両事業協同組合理事長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)
(7)	共同施工方式の場合は、共同企業体として特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書で合格の通知を受けた者であること。また、単独施工方式の場合は、那覇市の平成31・32年度 登録業者一覧に記載のある建築の格付がA等級(ランク)の者であること。 ※業者格付については、「審査合格通知書」、那覇市ホームページの「平成31・32年度 登録業者一覧」でご確認下さい。
(8)	開札日を基準日とし過去1年間に、那覇市工事成績評定要領第8に規定する工事成績評定通知で、建築工事の評定点が60点未満でない者であること。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、(8)の入札参加資格を満たしているものとする。
(9)	①共同企業体の代表者又は単独事業者の場合（共同企業体又は単独事業者） ア 現場代理人は、工事現場に常駐で配置できること。 イ 主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。 ・1級建築士 ・1級建築施工管理技士 ②共同企業体の構成員（共同企業体のみ） ア 主任技術者は、次の資格を有するものを開札日において配置できること。 ・1級管工事施工管理技士 ③共通事項等（共同企業体及び単独事業者） ア 主任技術者は、請負金額(出資金額)が3,500万円(建築工事の場合は7,000万円)以上となる場合は、専任で配置できること。 イ 下請契約金額の合計額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は、共同企業体代表者は監理技術者を、その他の構成員は主任技術者を専任で配置できること。 ウ 現場代理人は、主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。 エ 現場代理人及び主任技術者(監理技術者)は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
(10)	開札日において建築工事業の有効な特定建設業許可を受けている者であること。 ※下請契約金額の合計額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は、共同施工方式の共同企業体の構成員のうち1社以上、又は、単独施工方式事業者は、特定建設業の許可を受けていること。
(11)	那覇市に本店が有すること。

3 落札制限 ※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。（共同企業体の全構成員及び単独事業者）

- (1) 開札日前30日以内に、琉球びんがた事業協同組合及び那覇伝統織物事業協同組合の工事を落札した場合は、本案件を落札することはできない。
- (2) 複数の工事案件で落札候補者等(落札者が決定していない案件の応札者のうちで、無効又は失格になった者以外のもの)になった場合には、落札件数は1件のみとし、先に開札された案件が優先して落札される(落札案件を選ぶことはできない)。
- (3) 琉球びんがた事業協同組合及び那覇伝統織物事業協同組合発注の同業種手持ち工事がある場合は、開札日に出来高が50%以上でなければ、本案件を落札することはできない。ただし、複数年度にまたがる工事(土木工事及び建築工事を除く。)の初年度以外の工事については、この限りでない。
- (4) 同一現場の工事での落札は1件のみとする。〔本案件と同一現場の那覇市発注の手持ち工事(1件の工事で4箇所以上の隣接しない現場を有するものを除く。)がある場合は、本案件を落札することはできない。〕
注） 上記のいずれの場合も、次に掲げるものについては手持ち工事(落札案件)には含まない。
ア 隨意契約の方法により契約を締結したもの
イ 予定価格が200万円未満の工事
ウ 公告又は通知に「本案件は、手持ち案件とはみなさない。」と記載されている工事
- (5) 他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
- (6) 新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。

4 設計図書等の配付、質問、回答

設計図書等配付方法	設計図書等は、那覇伝統織物事業協同組合事務所にて配布する。 ※空のCD-Rと引き換えに、設計図書等のCD-Rを配付する。
配付期間	配付期間：令和3年3月15日(月) 10時～令和3年3月19日(金) 17時 ●連絡先：那覇伝統織物事業協同組合 宇良・栗国 TEL: 887-2746
質問期間及び方法	質問期間：令和3年3月18日(木) 10時～令和3年3月26日(金) 17時 「質問書」「数量質問書」をFAXで提出すること。(質問がない場合は不要) ※「質問書」「数量質問書」は、現場説明書ファイルから取り組むこと。 ●提出先：那覇伝統織物事業協同組合 宇良・栗国 FAX: 885-5674
回答及び方法	回答：令和3年3月31日(水) 17時までにFAXする。 ※「質問及び回答」は、設計図書等を受け取ったものすべてにFAXする。

5 共同企業体資格審査申請書等の提出及び入札の方法(共同企業体のみ)

共同企業体の資格要件	(1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する資格者名簿に、代表者は建築工事業者として登録されている者、構成員は管工事業として登録されている者であること。 (2) 那覇市の平成31・32年度 登録業者一覧に記載のある格付が、 <ul style="list-style-type: none">・共同企業体の代表者は、建築工事でA等級(ランク)の者であること。・共同企業体の構成員は、管工事でA等級(ランク)の者であること。 ※業者格付については、「審査合格通知書」、那覇市ホームページの「平成31・32年度 登録業者一覧」でご確認下さい。
	本案件に入札参加を希望する者は入札の前に次の①～②の書類(以下、共同企業体資格審査申請書等という。)を持参により提出すること。なお、下記期限までに提出しない者はこの競争入札に参加することはできない。 ①特定建設工事共同企業体資格審査申請書 ②特定建設工事共同企業体協定書(甲)のコピー
共同企業体資格審査申請書等の提出	提出期限 令和3年3月29日(月) 15時 提出場所 那覇伝統織物事業協同組合 宇良・栗国 提出時間 9時～12時及び13時～17時までに持参(ただし、提出期限の日は15時まで) 部数 各1部 ※「共同企業体資格審査申請書等」①②の様式は、共同企業体資格審査申請書等フォルダから取り込むこと。 ※「特定建設工事共同企業体協定書(甲)」は共同企業体資格審査申請書等フォルダに掲載の「特定建設工事共同企業体協定書作成要領」を参照し作成すること。
共同企業体資格審査結果通知書	共同企業体の資格要件(1)・(2)に係る資格審査を行い、その合否の結果を共同企業体の代表者宛FAXにて通知する。 ※共同企業体登録の提出書類の訂正、差替え、取り下げ等は、結果通知までの間は可能とする。 審査結果通知日 令和3年4月2日(金) 10時頃

6 入札の方法

入札方法	郵便入札とする。 ※配達日指定、配達証明、一般書留のすべてを郵便局で申し出ること。
提出書類	・入札書 ・工事費内訳書 ※入札書及び工事費内訳書は、入札書等フォルダから取り込むこと。
封筒	封筒作成例参照(入札書等フォルダに掲載している) ※開札日時・工事名・商号・電話番号・FAX番号・担当者名を記載すること。
配達指定日	令和3年4月6日(火)←必ずこの日を指定下さい。 ※配達指定日以外の日に届いた入札書及び工事費内訳書は受理しないものとする。
宛先	〒903-0822 那覇市首里桃原町2丁目64番地 那覇伝統織物事業協同組合

7 入札書等の不受理・無効

※染物・織物の体験・発信拠点建築工事請負等制限付一般競争入札心得(以下「心得」)第13、14条参照。
※「共同企業体名称等に関する注意事項」を参照。
共同企業体名称欄の表示がない入札書は単体での入札とし無効とする。

8 開札及び落札の保留

開札日時	令和3年4月8日(木) 10時00分
開札場所	那覇伝統織物事業協同組合 研修室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

通知方法	落札候補者となった場合には、電話及びFAXで通知する。
提出期限	令和3年4月9日(金) 12時
提出方法	那覇伝統織物事業協同組合まで持参の上、下記の資格審査書類を提出すること。
提出書類	(1) 入札参加資格審査申請書 (2) 最新の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)の写し(代表者及び構成員又は単独施工方式事業者) (3) 建設業許可証明書又は建設業の許可について(通知)の写し(代表者及び構成員又は単独施工方式事業者) (4) 配置予定技術者(代表者及び構成員又は単独施工方式事業者) (5) 配置予定技術者の手持工事の状況(代表者及び構成員又は単独施工方式事業者) (6) 企業の手持工事の状況(代表者及び構成員又は単独施工方式事業者) (7) 一般建設業の下請けに関する誓約書(特定建設業許可を受けていない企業体又は単独施工方式事業者) ※「資格審査書類」の様式は、資格審査書類ファイルより取り込むこと。ただし、資格審査書類一式については、開札後、落札候補者のみが提出するものである。

10 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。

落札者決定予定日 令和3年4月12日(月)頃

※心得 第9、10、11、12条参照。

11 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上。
前金払	適用する。契約金額の10分の4以内とする。ただし、中間前金払制度適用(請負金額が1,000万円以上かつ工期が120日以上の工事)の場合は、中間前払金は契約金額の10分の2以内とし、前払金の合計額は契約金額の10分の6以内とする。なお、部分払の支払を受けた後は、中間前金払の請求はできない。
部 分 払	適用する。部分払の回数は、10回以内とする。

12 誓約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、本工事も同要綱を準用するものとし、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」(元請用)を提出しなければならない。

13 再資源化

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札者決定後に発注者と協議を行うこととする。

14 その他

提出された関係書類は返却しない。

公告事項の内容に変更がある場合は、本組合掲示板に変更公告を掲載するので常に確認すること。

※変更公告の有無については、15問合せ先に連絡の上、ご確認下さい。なお、変更公告の内容等については、電話等による回答はできません。

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、FAXにて連絡する。

本事業は国の沖縄振興特定事業推進費民間補助金及び那覇市の補助金を活用して実施するため、補助金交付の状況により、契約の延期等がある。

15 問合せ先

この公告・入札・開札・契約に関すること、及び設計図書の内容に関すること

那覇伝統織物事業協同組合 担当者:宇良・粟国

TEL: 887-2746

FAX: 885-5674

那覇市首里桃原町2丁目64番地